

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応

①情報共有・報告

- 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター・保健所）に相談
- 管理者・事業所内（事業継続の判断）で情報共有
- 指定権者（都道府県あるいは市区町村）、保険者（市区町村）に報告
- ケアマネージャー（代替サービスの検討）に報告
- 医師（主治医・常勤医）に報告
- 家族等に報告

②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース・物品・車両など）

- 手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭または次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭・乾燥
- 送迎車の換気・消毒

③濃厚接触した利用者・職員の特定（発症2日前以降で総合的に判断）

- 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- 感染防具（マスクなど個人防具）なしに診療・看護・介護した者
- 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- 痰、体液、排泄物の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

④濃厚接触した利用者への対応（PCR検査等）

- 在宅待機10日間
- 生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネージャーと連携）

⑤濃厚接触した職員への対応（PCR検査等）

- 自宅待機10日間

⑥施設出入り者の記録（常時）

- 職員
- 業者

新型コロナウイルス感染確定後の対応

- 陽性者は原則入院。感染職員は休職扱い
- 感染疑いの者、濃厚接触者のPCR検査
- 感染疑いの者、濃厚接触した職員の自宅待機指示
- 感染疑い濃厚接触した利用者の代替サービスの検討
- 家族等への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液）
- 事業継続の判断
- 市区町村への事故報告書提出